



随時会員募集中！

勝浦市太極拳サークル

美心会だより

医療費控除が身近になりました

知ってトクする

セルフメディケーション税制

2017年1月より始まっています

既にご存知の方も多いと思いますが、2017年1月1日から、特定の医薬品購入に対する新しい税制「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まりました。

「セルフメディケーション税制」は、きちんと健康診断を受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。軽度な身体の不調を市販薬などにより自ら手当てすることは、自身のQOL（生活の質）の改善に役立つだけでなく、国の財政を圧迫している医療費の適正化にもつながります。

対象になるのは？

具体的には、「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」として、定期健康診断などを受けている人が、市販薬（要指導医薬品および一般用医薬品）のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間1万2000円を超えて購入した際に、1万2000円を超えた部分の金額（上限金額：8万8000円）について所得控除を受けることができます。

※2018年分の確定申告の一般的な提出時期は、2019年2月16日から3月15日までです。

従来の医療費控除と併用できるの？

この制度は「医療費控除の特例」とあるとおり、医療費控除の一部であるため、「従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費

控除の特例)を同時に利用することができない」点に注意しましょう。従来どおり10万円を超えた医療費の所得控除を受けるか、この「セルフメディケーション税制」で所得控除を受けるかは、申告者自らがどちらかを選択することになります。

対象となる人は？

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、所得税や住民税を納めていて、以下のいずれかを受けている人（勤務先での定期健康診断なども含まれる）です。

1. 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
2. 予防接種
3. 定期健康診断（事業主健診）
4. 健康診査
5. がん検診



確定申告するには？

所得控除を受ける**確定申告の際に提出・提示が必要な書類**があります。

対象となる医薬品は？

厚生労働省のWebサイトに掲載されている医薬品（2018年12月25日現在、1,710品目）が対象となります。なお、対象製品の多くに下記のような共通識別マークが入っています。



※本マークは、一般社団法人 日本 OTC 医薬品情報研究会 の登録商標です。